

令和 7 年度の後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の対象者

- ・75 歳以上の人(75 歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがある人
(市区町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

- ・「一定の障がいがある」とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が 1 ～ 3 級と、4 級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が 1 ～ 2 級、療育手帳に記載された障がいの等級が A 判定の人などです。
- ・一定の障がいに該当する人の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請、撤回することができます。ただし、過去にさかのぼってすることはできません。
- ・生活保護受給者と、外国人で在留期間が 3 カ月未満などの場合は対象になりません。

令和 7 年度後期高齢者医療保険料の納め方

年間の保険料は 7 月に、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

特別徴収(年金からの天引き)の人は…

今年度の 4 月・6 月・8 月の保険料は、昨年度の 2 月の徴収額と同額が年金から天引きされます(仮徴収)。また、4 月から新たに特別徴収になる人には、4 月中旬までに「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書」を送付します。4 月・6 月・8 月の 1 回当たりの徴収額は、前年度の年間保険料の約 6 分の 1 の額です。

普通徴収(納付書、口座振替)の人は…

7 月から保険料を納めていただきます。原則として、年金額が年額 18 万円以上の方は、一定期間経過後に普通徴収から特別徴収に自動的に切り替わります(切り替え時期：10 月か翌年 4 月)。

令和 7 年度の保険料の決め方

年間保険料
80 万円が上限

=

均等割額
58,000 円
(被保険者 1 人当たり)

+

所得割額
(総所得金額等 - 43 万円(基礎控除))
× 所得割率 10.98%

保険料は、被保険者一人一人が納めます。また、保険料率は 2 年ごとに見直され、熊本県内は均一です。

保険料の均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等注 1 の合計額

均等割額の軽減割合

基礎控除額(43 万円) + (10 万円 × (給与・年金所得者数注 2 - 1)) を越えない世帯

7 割軽減

基礎控除額(43 万円) + (30 万 5 千円 × 世帯の被保険者数) + (10 万円 × (給与・年金所得者数 - 1)) を越えない世帯

5 割軽減

基礎控除額(43 万円) + (56 万円 × 世帯の被保険者数) + (10 万円 × (給与・年金所得者数 - 1)) を越えない世帯

2 割軽減

注 1 専従者控除や譲渡所得特別控除後の額です。年金所得については、15 万円を控除した額で判定します。

注 2 給与収入が 55 万円を超えるか、年金収入が 125 万円を超える(65 歳以上の場合。65 歳未満は年金収入が 60 万円を超える)人の合計。

問 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113 県後期高齢者医療広域連合 ☎ 368 - 6511

令和 7 年度ましき健診・特定健診・がん検診の案内

3 月上旬に各種健(検)診の案内と申込書を世帯ごとに送付しています。

定期的な健康診断(検診)の受診は、がん・心筋梗塞などの生活習慣病の発見につながります。年に 1 回は健(検)診を受診して、自分の健康状態を確認し、健康づくりにつなげていきましょう。

健(検)診の詳しい内容や時期は、案内チラシや町ホームページをご覧ください。



申込期限 **4 月 30 日(水)必着**

問 保健福祉センターはびねす

☎ 234 - 6123

▼返信用封筒



▼申込書



▼送付した封筒



特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

特別児童扶養手当

支給対象者 20 歳未満で、身体か知的・精神に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している人

支給額 **1 級** 児童 1 人につき月額 56,800 円
2 級 児童 1 人につき月額 37,830 円

障害児福祉手当

支給対象者 身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を特に必要とする 20 歳未満の人

支給額 月額 16,100 円

※特別児童扶養手当と障害児福祉手当のどちらも、障害年金を受給している児童や、児童福祉施設などに入所している児童は対象なりません。また、受給者や同居家族などの所得制限があります。

特別障害者手当

支給対象者 身体か知的・精神に極めて重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の人(個々の詳しい基準は、問い合わせてください)
※施設(老人保健施設、障がい者支援施設など)に入所している人や、3 カ月以上の入院をしている人は対象となりません。また、受給者や同居家族などの所得が制限を超えている場合は、対象とならないことがあります。

支給額 月額 29,590 円

問 福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

ましき健康づくり応援ポイント

令和 7 年度も「ましき健康づくり応援ポイント」を実施します。健診や運動など日々の健康づくりでポイントをためて、賞品をゲットしましょう！

年度末には抽選会もあります。たくさんのご参加をお待ちしています。

対象 令和 8 年 3 月 31 日現在、18 歳以上の町民

ポイントをためる期間

令和 7 年 **4 月 1 日**～
令和 8 年 **2 月 27 日**

参加賞との交換期間

令和 7 年 **10 月 1 日**～
令和 8 年 **2 月 27 日**



←保健福祉センターはびねすでポイントカード配布中！

令和 7 年度の参加賞は、後日お知らせします。ポイントのため方など詳しくは町ホームページをご覧ください。



問 保健福祉センターはびねす ☎ 234 - 6123